

令和6年度 第2回 藤枝市子ども・子育て会議

日時：令和6年8月19日（月）

午前10時00分～

場所：藤枝市役所庁舎別棟第1会議室

所管：藤枝市健康福祉部

こども未来応援局こども課

議事次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 こども未来応援局長挨拶

4 出席委員確認及び議事内容確認

5 議事

【協議事項】

（1）藤枝市こども計画の策定について・・・・・・資料1

6 報告事項

（1）障害児通所支援給付窓口の一本化について

7 その他

次回：第3回藤枝市子ども・子育て会議

令和6年10月頃を予定

藤枝市こども計画 骨子案

令和6年8月

藤枝市

目 次 （案）

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 藤枝版ローカルSDGsの推進	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	5
第2章 計画策定の背景	6
1 こども・若者や子育て環境を取り巻く状況	6
2 ニーズ調査結果	6
3 こども・若者向けアンケート調査結果	6
4 （仮称）藤枝こども計画策定に係るアンケート調査結果	6
5 こども・若者からの意見聴取結果	6
第3章 計画の基本的な考え方	7
1 基本理念（案）	7
2 基本目標（案）	8
3 施策体系図	9
第4章 こども施策の内容	10
第5章 子ども・子育て支援事業計画	11
1 基本的な考え方	11
2 量の見込みと確保の内容	11
第6章 計画の推進にあたって	11
1 こども・若者の社会参画・意見反映	11
2 施策の推進体制	11
3 進捗管理	11
第7章 資料編	11
1 藤枝市こども基本条例	11
2 藤枝市子ども・子育て会議条例	11
3 藤枝市子ども・子育て会議委員名簿	11
4 計画策定の経過	11
5 用語解説	11

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、社会環境の変化に伴い、止まらない少子化や貧困、虐待、いじめ、不登校など、こどもや子育てに関する課題が顕在化しています。このような中で、国は、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、「こども基本法」を施行し、さらに同年12月にはこども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を進めています。

本市では、“こどもは社会の希望であり、未来を創る力である”という考えのもと、平成27年3月に、第1期となる「藤枝市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育てに関するさまざまな施策の展開を図ってきました。さらに、妊産婦から子育て家庭、こども・若者へ切れ目のない支援を行う「藤枝市こども家庭センター」の設置や、こどもに関する施策の基本となる事項を定めた「藤枝市こども基本条例」の施行など、さまざまな課題に対応する取り組みを進めています。

このたび、この「第2期藤枝市子ども・子育て支援事業計画」が期間満了となることから、本市のこども未来応援局3課（こども課、こども・若者支援課、こども発達支援センター）が所管する「子ども・子育て支援事業計画」、「子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策計画」、「藤枝型発達支援システム行動計画」を整理・統合し、新たに「藤枝市こども計画」として策定することとしました。

この計画により、今を生きる市内の全てのこども・若者が夢と希望を抱きながら身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもにやさしいまちづくり」を総合的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

2-1 法的位置づけと包含する計画

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づくこども施策についての市町村計画であるとともに、以下の計画を包含する総合的な計画とします。

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく次世代育成支援行動計画
- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく子ども・若者計画
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づく子どもの貧困対策推進計画
- 「藤枝型発達支援システムの基本指針」に基づく藤枝型発達支援システム行動計画

■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

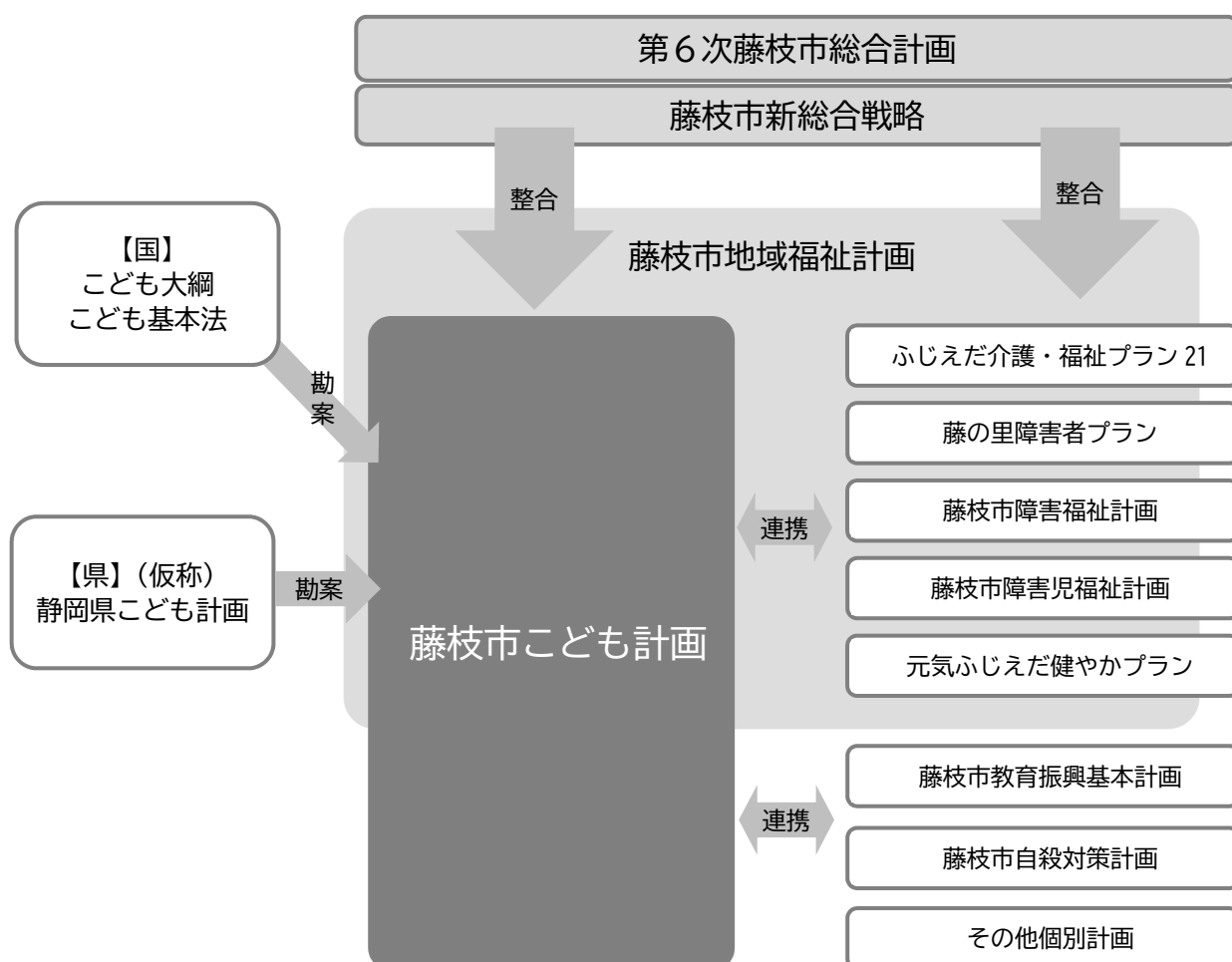
3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

2-2 関連計画との整合

本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画との整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



3 藤枝版ローカルSDGsの推進

本市では、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けて取り組むべき目標を、“藤枝市独自の17の目標(ローカルSDGs)”として設定しています。

本計画に基づく施策・事業についても、ここで示したローカルSDGs実現の取組の一環として位置づけ、その推進を図ります。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の9項目です。



4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画最終年度である令和11年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。

なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

年度	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031
	第2期 子ども・子育て 支援事業計画		藤枝市こども計画						
						評価・見直し		次期計画 (2030～2034)	

5 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本市では、令和6年4月1日に施行した「藤枝市こども基本条例」に基づき、若者の対象年齢については40歳未満とし、必要なサポートが途切れないようにするものとしします。

「こども」の表記については、ひらがなを用いることとしていますが、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

第2章 計画策定の背景

- 1 本市のこども・若者や子育て環境を取り巻く状況
- 2 ニーズ調査結果
- 3 こども・若者向けアンケート調査結果
- 4 （仮称）藤枝こども計画策定に係るアンケート調査結果
- 5 こども・若者からの意見聴取結果

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（案）

.....
すべてのこども・若者が尊重され、
自分らしく幸せに生活できる
やさしいまちづくり
.....

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこどもや若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくことが掲げられています。

また、令和6年3月に制定し、同年4月に施行した「藤枝市こども基本条例」では、地域全体でこどもを尊重し、こどもの権利を守り、「こどもにやさしいまちづくり」を推進していくことを目的としています。

こうしたことを踏まえ、本計画では「すべてのこども・若者が尊重され、自分らしく幸せに生活できるやさしいまちづくり」を基本理念としました。

基本理念に基づいた取り組みを着実に進めることで、今を生きるこどもたちが、夢や希望を抱きながら幸せに暮らし、安全・安心で心身とも健やかに成長することができる「こどもにやさしいまちづくり」を推進していきます。

2 基本目標（案）

基本理念を実現するため、下記の基本目標を掲げ、計画を推進します。

1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

- 「こどもまんなか社会」「こどもにやさしいまちづくり」の実現のため、様々な機会を捉えて普及、啓発活動を実施します。
- こども・若者の最善の利益が尊重されることを基本に、当事者であるこども・若者の視点を尊重し、その意見を表明しやすい環境づくりを行います。
- こども・若者の状態に応じた多様な居場所づくりを進め、地域全体でこども・若者を見守り、支える体制づくりを推進します。

2 こども・若者等の心身の健康づくり

- 全ての妊産婦、子育て世帯、こども・若者に対し、きめ細やかな切れ目のない包括的な支援体制を強化するとともに相談支援等を行います。
- 心身の状況や置かれた環境等に関わらず、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができるよう取り組みを推進します。

3 こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

- いじめや不登校、暴力などの対策を行い、こどもが安心して学び健やかに育つことができる環境づくりに取り組みます。
- こども・若者が安全・安心に健やかに成長できるまちづくりを推進します。

4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

- こどもの心と体の健やかな成長のため、個々のニーズや多様性に対応した教育環境の充実を図ります。
- 若者が、将来に夢や希望を持ち、自らの意思で就労、結婚、出産など将来を選択し、自立できるよう支援を行います。

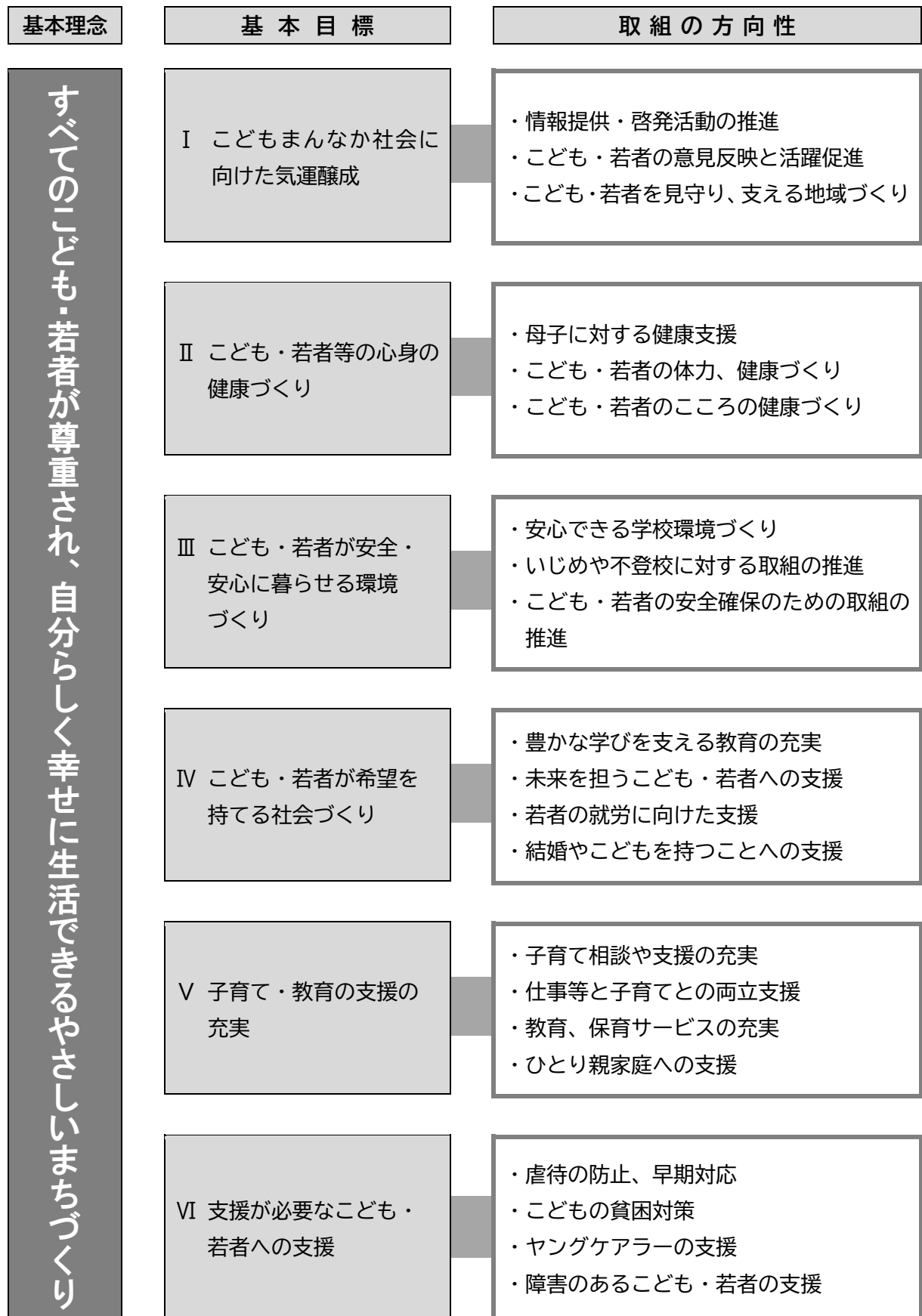
5 子育て・教育の支援の充実

- 子育て当事者が、経済的な不安や負担感を持つことなく、育児と仕事を両立しながら子育てできる環境づくりを推進します。
- 教育・保育サービスの充実を図り、必要な時に必要なサービスを受けることができる体制づくりを推進します。

6 支援が必要なこども・若者への支援

- 困難な状況にあるこども・若者を誰一人取り残さず、それぞれの状況に合わせた迅速かつ適切な支援を行います。
- 障害や発達に特性があるこども・若者の社会参加、自立を支援します。

3 施策体系図



第4章 こども施策の内容

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

1-1 情報提供・啓発活動の推進

●現状と課題

○

○

○

○（まとめ）

【紙面イメージ】
内容は検討中です。

●施策の方向性

○

●具体的な取組

1 こども・若者へのこども基本法の周知	誕 生 前 ・ 幼 児 期	学童・ 思 春 期	青 年 期	子 育 て
		○	○	
○施策の内容				
○事業名				

第5章 子ども・子育て支援事業計画

- 1 基本的な考え方
- 2 量の見込みと確保の内容

第6章 計画の推進にあたって

- 1 こども・若者の社会参画・意見反映
- 2 施策の推進体制
- 3 進捗管理

第7章 資料編

- 1 藤枝市こども基本条例
- 2 藤枝市子ども・子育て会議条例
- 3 藤枝市子ども・子育て会議委員名簿
- 4 計画策定の経過
- 5 用語解説

藤枝市こども計画に係るアンケート調査 まとめ こども発達支援センター

◆調査の概要

本調査は、「藤枝市こども計画」の策定資料として、令和5年度までの発達支援事業の利用状況や利用意向、また今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

調査地域：藤枝市全域

調査対象：令和5年度に事業の利用経験のある児童の保護者

（親子通園、並行通園、幼児ことばの教室、発達通級教室、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、特別支援学級、特別支援学校）

調査期間：令和6年5月21日～6月7日（18日間）

配付方法：郵送または、利用事業所等での配布

調査方法：Logo フォーム

配布数：1,296人（重複配布あり）

回答数：435人

1. 令和5年度のお子さんの年齢について

お子さんの年齢	人数（人）	割合（％）
0歳児	0	0
1歳児	4	1
2歳児	13	3
年少児	16	4
年中児	19	4
年長児	77	18
小学校1年生	36	8
小学校2年生	39	9
小学校3年生	49	11
小学校4年生	45	10
小学校5年生	45	10
小学校6年生	23	5
中学校1年生	19	4
中学校2年生	22	5
中学校3年生	18	4
高校1年生	6	1
高校2年生	4	1
合計	435	100

2. お子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人がいるかの問いについて

家族や友人、近所の人、幼稚園・保育所・こども園、学校、事業所など周りに相談できる人が複数いる環境にいる方が多い中、“気軽に相談できない”という回答が24人あった。回答している保護者の年齢別でみると、40代が17人と多く、就労等生活の忙しさから時間がとりにくいことが伺える。少数ではあるものの、子育ての悩みを一人で抱えている人がいる。

3. 令和5年度までに「定期的」に利用していた支援事業・満足度について

【複数回答あり】

事業名	回答総数（人）	大変満足・満足 （人）		やや不満・不満 （人）	
児童発達支援センター（ガゼルの森）	92	84	91%	4	4%
児童発達支援（1か所利用）	66	54	82%	3	5%
児童発達支援（2か所利用）	40	34	85%	5	13%
児童発達支援（3か所利用）	4	4	100%	—	—
保育所等訪問支援	20	15	75%	2	10%
親子通園	38	30	79%	2	5%
並行通園	42	36	86%	3	7%
ライフサポート事業	—	—	—	—	—
医療機関でのリハビリテーション	65	44	68%	6	9%
幼児ことばの教室	99	86	87%	2	2%
特別支援学級	113	93	82%	7	6%
特別支援学校	66	55	83%	6	6%
放課後等デイサービス	156	131	84%	4	3%
個人経営の発達支援など	5	4	80%	1	20%
発達通級指導教室	60	53	88%	1	2%
言語通級指導教室	16	14	88%	1	6%
する～ばす	5	4	80%	—	—

※やや不満・不満の内訳は別添あり

満足度については、おおむね“大変満足している、満足している”という回答が75%以上となっている。「医療機関でのリハビリテーション」の満足度のみ68%となっているが、“やや不満、不満”の理由としては“自宅や通園先・通学先から遠い、支援内容が合わない”というものが多かった。

4. 今後、更なる充実が必要な事業について

回答数435人中、20%以上の人が更なる充実が必要とあげられたものについては下記のとおりである。【複数回答あり】※全項目の結果は、別添あり

(1) 「市民の理解の推進事業」

10項目のうち3項目該当

		(人)	(%)
①	学校における福祉教育の推進	266	61
②	福祉教育推進のための障害者サポーターの養成	104	24
③	大人のための福祉講座	101	23

*現状に満足している・・・93件(21%)

『学校における福祉教育の推進』について60%以上の人が充実を求めている。

(2) 「インクルーシブ教育事業」

5項目のうち4項目該当

		(人)	(%)
①	学校における福祉教育の推進	240	55
②	特別支援教育支援員等活用事業 (「学校生活支援員」「登校支援教室指導員」「学校看護師」の配置)	210	48
③	特別支援教育施設整備(バリアフリー化) (特別な支援を受けながら学べる環境を整えるために学校施設を整備する)	165	38
④	共生社会普及啓発イベント(ともフェス)	117	27

*現状に満足している・・・76人(17%)

インクルーシブ教育の中では、『学校における福祉教育の推進』『特別支援教育支援員等活用事業』の2項目で40%以上、と充実を求める人が多い。また、5項目中4項目が20%以上となっており、インクルーシブ教育への意識の高まりが見られる。

(3) 「発達支援事業」

19項目のうち10項目該当

		(人)	(%)
①	発達相談(保育士・公認心理師・特別教育士・ST)	175	40
②	発達の課題等が原因となり不登校になっているこどもの居場所づくり事業	158	36

③	発達障害支援センター事業（相談支援・発達支援）	142	33
④	学校巡回支援事業（発達検査実施6か月後の事後フォロー）	117	27
⑤	保育所・幼稚園・こども園等への巡回相談	112	26
⑥	児童発達支援センター	109	25
⑦	ピア・サポート推進事業（保護者が支援方法を得られる機会と保護者間がつながりを持つ機会を増やす）	107	25
⑧	児童発達支援（通所）事業	106	24
⑨	地域連携推進マネジャーの配置（保護者等が適切な支援が受けられるよう、教育・福祉の支援者の相互理解やスキルアップを図る）	102	23
⑩	病院連携推進事業（PT・OT・STによる研修会と個別相談会）	96	22

＊現状に満足している…72人（17％）

20％以上の方が充実を必要と感じている事業が多い。発達支援事業の充実が保護者の支援につながり、こどもへの支援にもつながっていくと思われる。発達相談や発達障害支援センター、学校巡回支援事業、保育所・幼稚園・こども園への巡回相談の充実も求められている。これらの事業が日常の支援につながっていくため、今後更なる充実を検討していく。

（４）「放課後・余暇活動」

8項目のうち6項目該当

		(人)	(%)
①	放課後等デイサービス事業	212	49
②	発達の課題等が原因となり不登校になっているこどもの居場所づくり事業	185	43
③	放課後等児童クラブ	144	33
④	放課後等児童クラブ支援員等実施研修事業（放課後児童クラブの活動に携わるスタッフが、発達障害児等への対応についての知識と技術を習得するための研修）	143	33
⑤	放課後子ども教室推進事業（安心安全な活動拠点を設け、地域の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供）	114	26
⑥	ピア・サポート推進事業（保護者が支援方法を得られる機会と保護者間がつながりを持つ機会を増やす）	106	24

＊現状に満足している…65人（15％）

『放課後等デイサービス事業』『放課後等児童クラブ』『放課後等児童クラブ支援員等実施研修事業』の3項目で30％以上の人から充実の希望がある。放課後の過ごし方は、その後の人生の上でも大事になる余暇活動にもつながっていくため、どのような充実を求められているかの課題を収集しながら、今後の対応を検討していく。

(5) 「特別支援教育」

15項目のうち10項目該当

		(人)	(%)
①	特別支援教育アドバイザーの配置(特別な支援を必要としている子どもや保護者の支援体制の強化)	224	51
②	特別支援教育支援員等活用事業(「学校生活支援員」「登校支援教室指導員」「学校看護師」の配置)	176	40
③	中学生に向けた発達障害支援事業(する～ぱす)(個々の状態に応じたソーシャルスキルトレーニング等を行う発達支援教室)	161	37
④	特別支援教育巡回相談員活用事業(特別な配慮が必要な児童生徒への対応に関する教職員への指導)	149	34
⑤	発達通級指導教室	136	31
⑥	こども発達支援センターによる発達検査	134	31
⑦	特別支援教育就学奨励事業(特別支援級に就学するこどもを持つ保護者に対する学用費・給食費等の援助)	132	30
⑧	学校別発達支援連携学習会(校内の全職員が、家庭・教育・福祉の連携について学ぶ)	102	23
⑨	発達障害児者療育支援研修会(支援に携わる全ての者を対象とした研修会)	93	21
⑩	特別支援教育コーディネーター(教諭)を対象とした研修会	88	20

*現状に満足している…73人(17%)

15項目ある中で20%以上の人が充実を希望する項目が半数以上ある。「特別支援教育」への更なる支援の充実が求められている。

(6) 「義務教育以降の支援」

12項目のうち9項目該当

		(人)	(%)
①	切れ目のない支援を行うための引継ぎガイドライン	277	64
②	高等学校等による通級指導	175	40
③	発達障害者支援センター(相談支援・就労支援)	169	39
④	中学校・高等学校等の移行支援体制に関する情報交換会	162	37
⑤	障害者就業・生活支援センター(障害のある方の仕事と生活に関することを一体的にサポートする専門機関)	151	35
⑥	職場適応援助者(ジョブコーチ支援事業)	142	33
⑦	ハローワーク(公共職業安定所)	115	26
⑧	県立高等学校への巡回通級	105	24
⑨	特別支援学校の「地域センター的機能」	99	23

＊現状に満足している…７３人（１７％）

「義務教育以降の支援」として、６４％の人が『切れ目のない支援を行うための引継ぎガイドライン』を選択し、すべての事業の中で一番高い項目となっている。義務教育以降、高等学校となると、市外へ通学することも多くなるため、どのように引継ぎしていくかは大きな課題と考える。

（７）「家族支援」

６項目のうち６項目該当

		（人）	（％）
①	経済的な支援	248	57
②	情報提供	214	49
③	きょうだい児への支援	187	43
④	家族の障害理解への支援	131	30
⑤	ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ保護者の茶話会等）	130	30
⑥	子育てなどの親の勉強会	127	29

＊現状に満足している…３６人（８％）

全項目で２０％以上となっている。家族を支える支援は、多岐にわたり、本人を支えると共に家族・きょうだいを支援し、安心して生活できる環境や仕組み作りを検討していく。

５．「その他」として、今後充実してほしい支援について

事業を利用したことがある保護者からの意見のため、具体的なものが多かった。内容については、こどもに関係する機関が情報を共有し、今後の計画策定にどのように反映していくかは、課題である。

６．藤枝市の発達支援の取り組みに採点（１００点満点）

点数（点）	人数（人）
１００	１４
９０～９９	３６
８０～８９	１２０
７０～７９	９４
６０～６９	４６
５０～５９	８４
４９以下	３９※
計	４３５

平均 ６６．９点

※４９点以下をつけた方のご意見（抜粋）

- ・平日に行われることが多いため、積極的に利用することができなかったことが悔やまれたことがあった。子供の為とはいえ、仕事を都合つけていくのは家計的に辛い。
- ・放課後児童クラブに通っていたとき、差別的な感じで見られることもあり辛かった。もう少し、発達障害に理解のある指導員が増えてくれたら良かったと思う。
うちの子よりも酷いのに、通級や、病院に通っていない子が多くいると思う。何かあると、巻き込まれていることがあり、困る。グレーゾーンと言われている子もいるから、授業でも発達について学ぶ機会をもう少し作ってもよいかと思う。機会づくりだけでなく、理解を深められるようなもの。障害に軽いも重いもないが、ほんとに軽めのうちの子は、どの支援も受けられず、行政に見放された感を感じるときがあった。
- ・国で障害者手帳のもらえる基準があるが、藤枝独自で発達障害者手帳を作成して、支援が受けられる環境を整えて欲しい。軽い子は何も支援が受けられず、辛い思いをしている。自分の気持ちと折り合いがつけられる場所を作ってほしい。他市よりも、全てにおいて後手後手の対応&真似をしているだけなので、藤枝らしい政策をして欲しい。
- ・ちゃんと働いて多く税金を払っている家庭ほど支援が受けられない。放課後デイサービスの利用料の差が大きすぎて利用できない。経済的事情から支援級で１人だけ放課後デイサービスへ通えず親子共に疎外感がある。１人で遊びに行かせることができないため放課後の居場所がなく家の中にいるだけ。納税額が少ない家庭ばかり手厚い支援が受けられるのは納得できない。その他の経済的援助も全て収入によって受けられない。ごく普通の共働き家庭の収入を金持ち扱いされては支援制度があっても利用できない。
- ・支援級の担任が発達障害の知識が無さすぎる。相談してもいつも調べますと言うだけで忘れていて何も問題解決にならない。中途半端なグレーな発達障害はどこへ相談すればいいのか情報もなく今後の進路が心配で仕方ない。支援級にも普通級にも親子共に居場所がない。助けてほしくて仕方ない
このアンケートで困っていることを伝えることができて少し良かったです。

【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

お子さんの生年月日		
0～3歳	17	3.9%
4～6歳	112	26%
7～9歳	124	28.5%
10～12歳	113	26%
13～15歳	59	13.6%
16歳以上	10	2%

お子さんとの続柄		
父親	25	6%
母親	410	94%

回答者（父親）の年齢		
10代	0	
20代	0	
30代	3	12%
40代	17	68%
50代	3	12%
60代以上	2	8%

回答者（母親）の年齢		
10代	1	0.2%
20代	6	1%
30代	142	35%
40代	221	54%
50代	40	9.8%
60代以上	0	

主に子育てをしているのは、子から見て誰ですか。		
父母ともに	190	44%
主に母親	232	53%
主に父親	7	2%
主に祖父母	2	0.5%
その他	4	0.9%

子どもと一緒に住んでいる人は誰ですか。 近所に祖父母は住んでいますか。（複数回答可）	
父母と住んでいる	375
父と一緒に住んでいる	7
母と一緒に住んでいる	44
祖父と一緒に住んでいる	44
祖母と一緒に住んでいる	82
祖父が近所に住んでいる	75
祖母が近所に住んでいる	100
その他	8

祖父母から受けている子育て支援は何ですか。 （複数回答可）	
こどもの相手・預かり（日常的）	88
こどもの相手・預かり（急用などのとき）	181
こどもの送り迎え	86
教育やしつけの支援	33
家事の手伝い	55
金銭的な援助	61
物資での支援	90
ほとんどない	125
その他	10

【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

子育てをする上で気軽に相談できる人はいますか。(複数回答可)	
配偶者	285
ご自身や配偶者の親やきょうだい	207
友人・知人	217
近所の人	24
幼稚園・保育所・認定こども園等の職員	44
子育て支援センター等の子育てに関する施設の職員	16
児童発達支援センター(ガゼルの森支援部)の職員	18
児童通所事業所の職員	30
学校の職員	133
行政機関の職員:保健センター	4
行政機関の職員:こども発達支援センター	15
行政機関の職員:障害福祉課	2
行政機関の職員:教育政策課	3
行政機関の職員:その他	1
放課後等デイサービス事業所の職員	101
障害児相談支援事業所の職員	29
かかりつけの医師	87
民生委員・児童委員	0
気軽に相談できる人はいない※	24
その他	11

令和5年度までに「定期的」に利用していた支援事業所はどこですか。(複数回答可)	
児童発達支援センター(ガゼルの森支援部)	92
児童発達支援(1か所)	66
児童発達支援(2か所)	40
児童発達支援(3か所)	4
保育所等訪問支援	20
親子通園	38
並行通園	42
ライフサポート事業(重症心身障害児の親子・並行通園)	0
医療機関でのリハビリテーション	65
幼児ことばの教室	99
特別支援学級	113
特別支援学校	66
放課後等デイサービス	156
個人経営の発達支援など	5
発達通級指導教室	60
言語通級指導教室	16
する~ぱす	5
その他	20

※気軽に相談できないと回答した人の内訳

20代	1人
30代	2人
40代	17人
50代	3人
60代	1人

【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

4-（1）「市民の理解の推進」として、今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
世界自閉症啓発デー、発達障害啓発週間に合わせた啓発活動	83
出前講座	58
福祉教育推進のための障害者サポーターの要請	104
学校における福祉教育の推進	266
大人のための福祉講座	101
地区社会福祉協議会による地域福祉懇談会や住民福祉講座の実施	29
共生社会普及啓発イベント（ともフェス）	47
精神保健福祉ネットワーク会議における公開セミナー等	17
精神保健福祉講座	23
市民セミナー	34
現状に満足している	93

4-（2）「インクルーシブ教育」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
学校における福祉教育の推進	240
共生社会普及啓発事業	117
特別支援教育施設設備（バリアフリー化）	165
特別支援教育支援員等活用事業	210
ユニバーサルデザインの推進	66
現状に満足している	76

4-（3）「発達支援事業」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
療育教育（ピノキオ・ドナルド・つばめっ子教室）	79
ステップ相談（2歳児・2歳6か月）・わんぱく相談（年少児）	49
保育所・幼稚園・こども園等への巡回相談	112
親子通園	27
並行通園	31
児童発達支援センター	109
児童発達支援（通所）事業	106
発達相談（保育士・公認心理師・特別教育士・ST）	175
支援者を対象とした発達障害児者療育支援研修会	83
支援者を対象とした発達支援実践セミナー	75
サポートファイル（そらいろ）	30
地域連携推進マネージャーの配置	102
学校巡回支援事業	117
ピア・サポート推進事業	107
発達の課題等が原因となり不登校に案っている子どもの居場所づくり事業	158
病院連携推進事業（PT・OT・ST による研修会と個別相談会）	96
子育て短期支援事業（ショートステイ）	79
就学前言語障害児（幼児ことばの教室）	71
発達障害者支援センター事業（相談支援・発達支援）	142
現状に満足している	72

【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

4-（4）「放課後・余暇活動」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
そらいろ図書館	69
放課後等デイサービス事業	212
放課後等児童クラブ	144
放課後等児童クラブ支援員等実施研修事業	143
放課後子ども教室推進事業	114
子ども食堂	78
ピア・サポート推進事業	106
発達の課題等が原因となり不登校になっているこどもの居場所づくり事業	185
現状に満足している	65

4-（5）「特別支援教室」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
特別支援教育アドバイザーの配置	224
特別支援教育支援員等活用事業	176
特別支援教育巡回相談員活用事業	149
発達通級指導教室	136
言語通級指導教室	97
中学生に向けた発達障害支援事業（する～ぱす）	161
特別支援教育就学奨励事業	132
交流籍事業	77
藤枝市適応指導教室（藤の子教室）	49
こども発達支援センターによる発達検査	134
学校巡回支援事業（発達検査を受けた児の4～6か月後の事後フォロー）	98
学校別発達支援連携学習会	102
特別支援教育コーディネーター（教諭）を対象とした研修会	88
発達障害児者療育支援研修会（支援に携わる全ての者を対象とした研修会）	93
保育所等訪問支援事業	80
現状に満足している	73

4-（6）「義務教育以降の支援」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
切れ目のない支援を行うための引継ぎガイドライン	277
高等学校等による通級指導	175
県立高等学校への巡回通級	105
特別支援学校の「地域センター的機能」	99
中学校・高等学校等の移行支援体制に関する情報交換会	162
サポートファイル（そらいろ）	27
発達障害者支援センター事業（相談支援・就労支援）	169
ピアカウンセリング（同じ立場の仲間同士によるカウンセリング）	71
静岡地域若者サポートステーション	43
ハローワーク（公共職業安定所）	115
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業	142
障害者就業・生活支援センター	151
現状に満足している	49

4-（7）「家族支援」で今後更なる充実が必要な事業は何ですか。（複数回答可）	
経済的な支援	248
きょうだい児への支援	187
家族の障害理解への支援	131
子育てなどの親の勉強会	127
ピアカウンセリング（同じ悩みを持つ保護者の茶話会等）	130
情報提供	214
現状に満足している	36

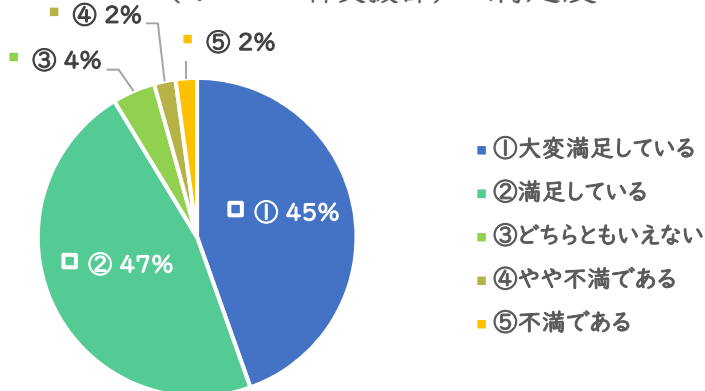
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

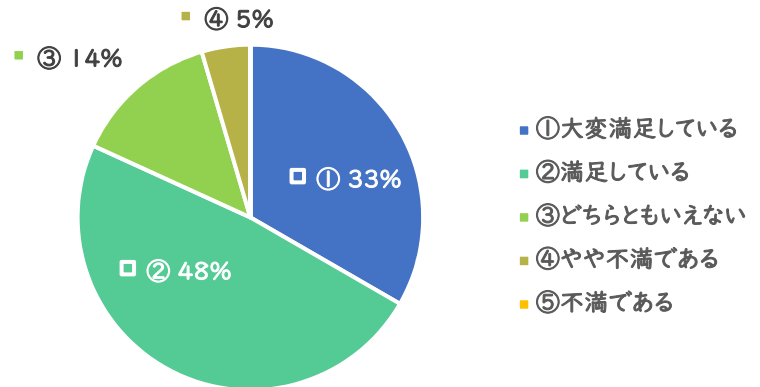
※令和5年度までに「定期的」に利用していた支援事業・満足度の「やや不満・不満」の内訳

Q:児童発達支援センター

(ガゼルの森支援部)の満足度



Q:児童発達支援(1か所)の満足度



児童発達支援センター（ガゼルの森支援部）の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。（利用者数92人中4人/4.3%）（人）

1	自宅から遠い	1
2	職場から遠い	1
3	通園先や通学先から遠い	1
4	支援方針が合わない	2
5	支援内容が合わない	0
6	提供日数が少ない	1
7	提供時間が少ない	1
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	0
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	1
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	1
15	所要時間が長い	1
16	市役所でしかできない	1
17	主治医の意見書に時間がかかる	1
18	主治医の意見書に費用がかかる	1
19	提出（記載）書類が多い	1
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	1
22	費用負担がある	1
23	その他	0

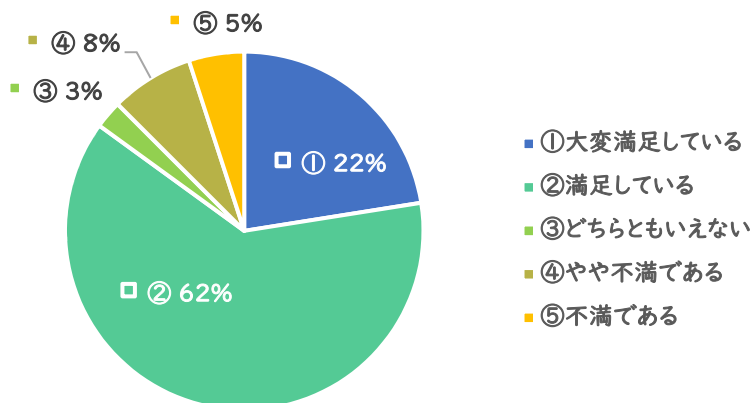
児童発達支援（1か所）の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。（利用者数81人中3人/3.7%）（人）

1	自宅から遠い	1
2	職場から遠い	1
3	通園先や通学先から遠い	1
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	1
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	1
10	設備が不十分	1
11	外で遊べる場がない、または狭い	1
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	1
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	1
15	所要時間が長い	1
16	市役所でしかできない	1
17	主治医の意見書に時間がかかる	1
18	主治医の意見書に費用がかかる	1
19	提出（記載）書類が多い	1
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	1
22	費用負担がある	0
23	その他	2

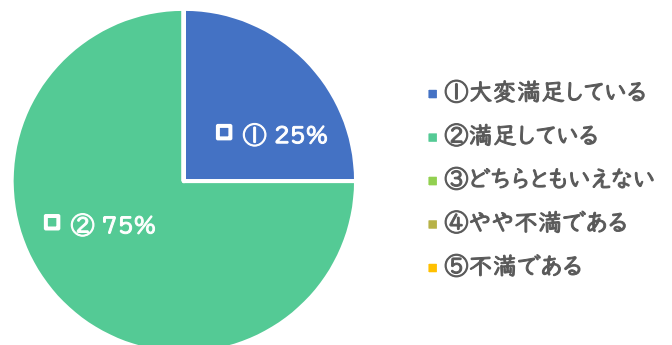
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

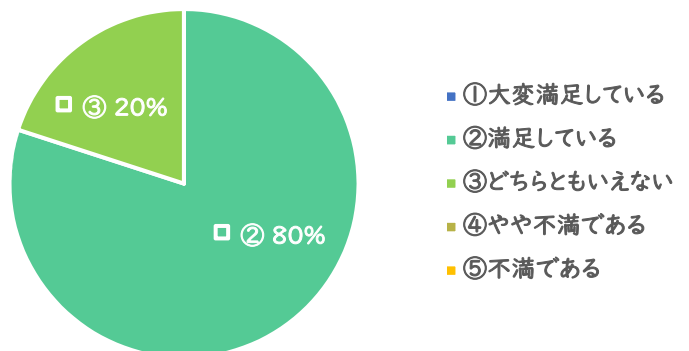
Q: 児童発達支援（2か所）の満足度



Q: 児童発達支援（3か所）の満足度



Q: する～ばすの満足度



児童発達支援（2か所）の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。（利用者数86人中5人/5.8%）

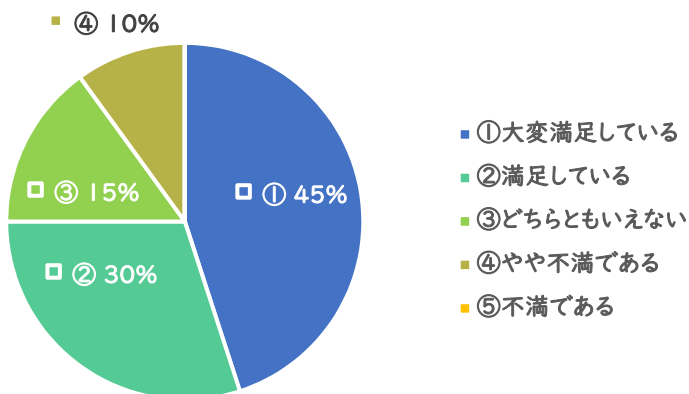
理由	人数
1 自宅から遠い	0
2 職場から遠い	0
3 通園先や通学先から遠い	0
4 支援方針が合わない	2
5 支援内容が合わない	4
6 提供日数が少ない	0
7 提供時間が少ない	1
8 提供時間が合わない	1
9 情報提供が不十分	2
10 設備が不十分	1
11 外で遊べる場がない、または狭い	2
12 保護者が行事に参加する機会が少ない	1
13 保護者が行事に参加する機会が多い	0
14 事前予約が必要である	0
15 所要時間が長い	0
16 市役所でしかできない	1
17 主治医の意見書に時間がかかる	1
18 主治医の意見書に費用がかかる	1
19 提出（記載）書類が多い	0
20 その他	0
21 利用までに時間がかかる	0
22 費用負担がある	0
23 その他	2

※児童発達支援（3か所）、する～ばすの2事業については、「やや不満である」「不満である」の回答者なし

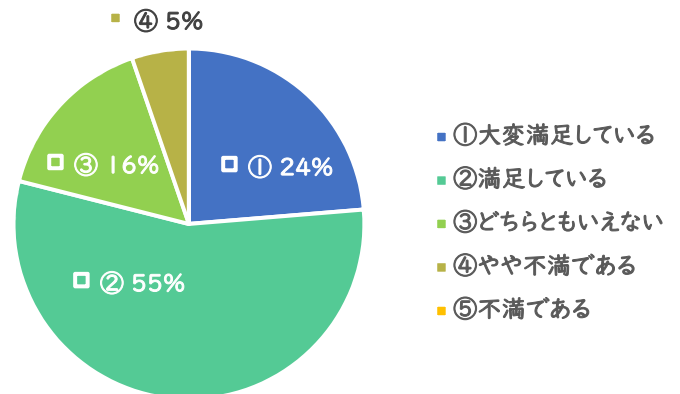
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:保育所等訪問支援の満足度



Q:親子通園の満足度



保育所等訪問支援の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。
(利用者数75人中2人/2.6%)

		(人)
1	自宅から遠い	0
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	0
5	支援内容が合わない	0
6	提供日数が少ない	2
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	0
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	0
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	0
23	その他	0

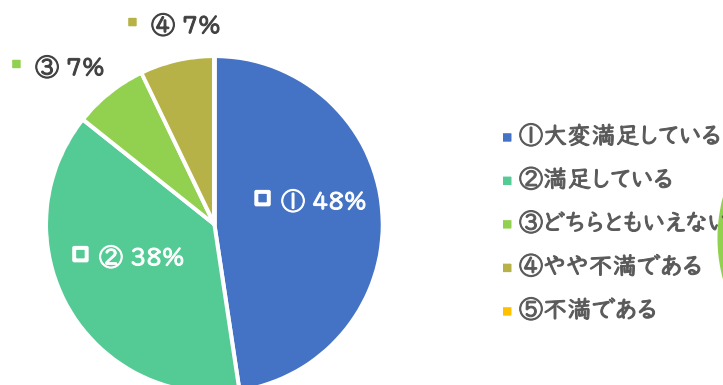
親子通園の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。

		(人)
1	自宅から遠い	1
2	職場から遠い	1
3	通園先や通学先から遠い	1
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	1
6	提供日数が少ない	1
7	提供時間が少ない	1
8	提供時間が合わない	1
9	情報提供が不十分	1
10	設備が不十分	1
11	外で遊べる場がない、または狭い	1
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	1
13	保護者が行事に参加する機会が多い	1
14	事前予約が必要である	1
15	所要時間が長い	1
16	市役所でしかできない	1
17	主治医の意見書に時間がかかる	1
18	主治医の意見書に費用がかかる	1
19	提出（記載）書類が多い	1
20	その他	1
21	利用までに時間がかかる	1
22	費用負担がある	1
23	その他	1

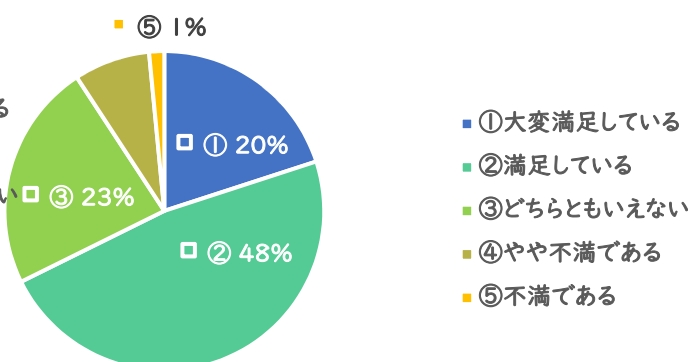
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:並行通園の満足度



Q:医療機関でのリハビリテーションの満足度



並行通園の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。

(利用者数86人3人中/3.5%)

(人)

1	自宅から遠い	3	
2	職場から遠い	1	
3	通園先や通学先から遠い	2	
4	支援方針が合わない	0	
5	支援内容が合わない	0	
6	提供日数が少ない	1	
7	提供時間が少ない	2	
8	提供時間が合わない	0	
9	情報提供が不十分	0	
10	設備が不十分	0	
11	外で遊べる場がない、または狭い	1	
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0	
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0	
14	利用 手続 きに 手 間 が か か る	事前予約が必要である	2
15		所要時間が長い	2
16		市役所でしかできない	2
17		主治医の意見書に時間がかかる	2
18		主治医の意見書に費用がかかる	2
19		提出（記載）書類が多い	2
20		その他	0
21	利用までに時間がかかる	3	
22	費用負担がある	0	
23	その他	0	

医療機関でのリハビリテーションの満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。

(利用者数68人中6人/8.8%)

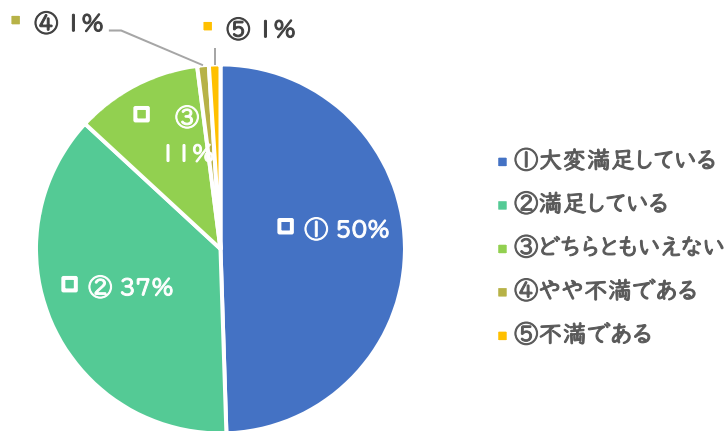
(人)

1	自宅から遠い	4	
2	職場から遠い	1	
3	通園先や通学先から遠い	2	
4	支援方針が合わない	1	
5	支援内容が合わない	2	
6	提供日数が少ない	1	
7	提供時間が少ない	0	
8	提供時間が合わない	1	
9	情報提供が不十分	0	
10	設備が不十分	1	
11	外で遊べる場がない、または狭い	0	
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0	
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0	
14	利用 手続 きに 手 間 が か か る	事前予約が必要である	1
15		所要時間が長い	1
16		市役所でしかできない	0
17		主治医の意見書に時間がかかる	0
18		主治医の意見書に費用がかかる	0
19		提出（記載）書類が多い	0
20		その他	1
21	利用までに時間がかかる	1	
22	費用負担がある	1	
23	その他	1	

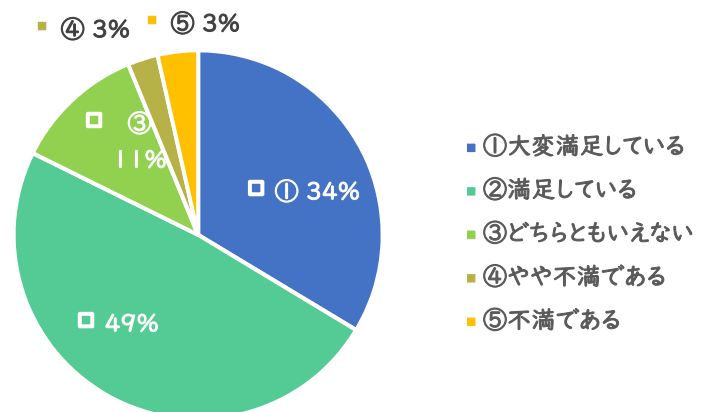
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:幼児ことばの教室の満足度



Q:特別支援学級の満足度



幼児ことばの教室の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。
(利用者数86人中2件/2.3%)

		(人)
1	自宅から遠い	0
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	2
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	1
9	情報提供が不十分	1
10	設備が不十分	1
11	外で遊べる場がない、または狭い	1
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	0
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	0
23	その他	2

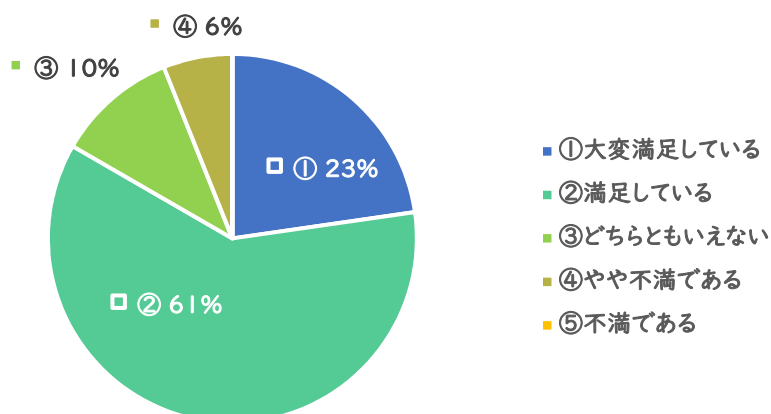
特別支援学級の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。
(利用者数83人中7人/8.4%)

		(人)
1	自宅から遠い	1
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	2
5	支援内容が合わない	3
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	1
9	情報提供が不十分	3
10	設備が不十分	1
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	1
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	1
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	2
23	その他	2

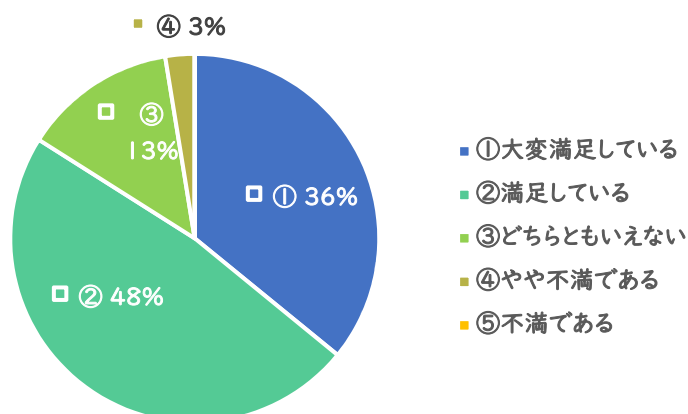
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:特別支援学校の満足度



Q:放課後等デイサービスの満足度



特別支援学校の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。
(利用者数84人中6人/7.1%) (人)

1	自宅から遠い	0
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	2
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	1
8	提供時間が合わない	1
9	情報提供が不十分	2
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	1
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	1
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	0
23	その他	0

放課後等デイサービスの満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。
(利用者数84人中4人/4.8%) (人)

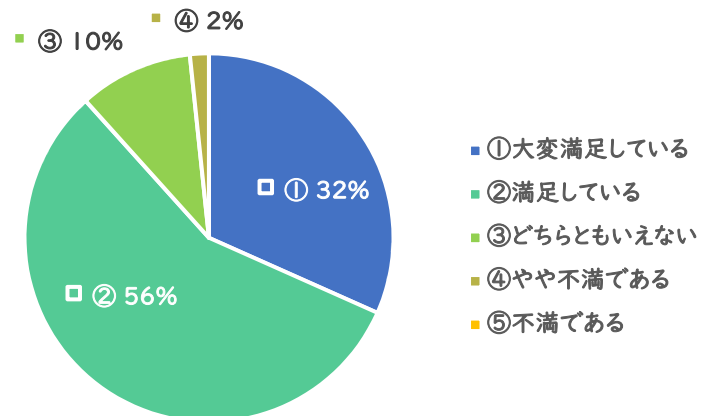
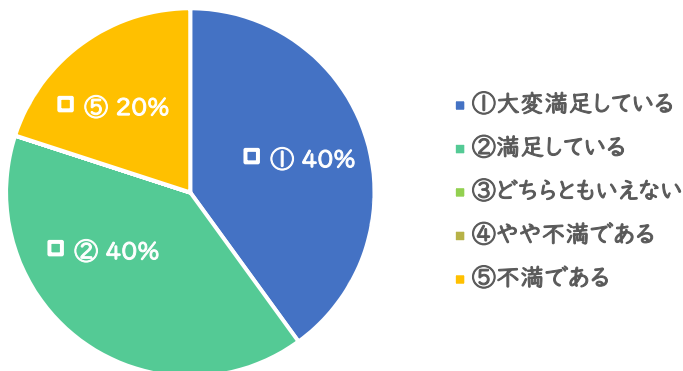
1	自宅から遠い	1
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	1
4	支援方針が合わない	0
5	支援内容が合わない	0
6	提供日数が少ない	2
7	提供時間が少ない	1
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	0
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	0
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	2
23	その他	2

【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:個人経営の発達支援などの満足度

Q:発達通級指導教室の満足度



個人経営の発達支援などの満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。（利用者数80人中1人/1.3%）（人）

1	自宅から遠い	0
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	1
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	0
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	0
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	0
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	0
23	その他	0

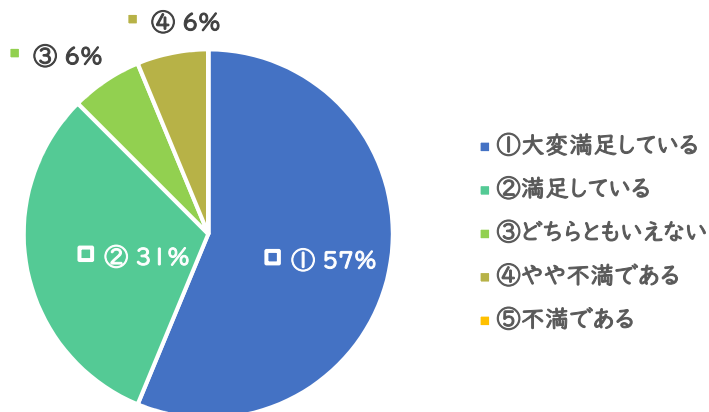
発達通級指導教室の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください。（利用者数89人中1人/1.1%）（人）

1	自宅から遠い	0
2	職場から遠い	0
3	通園先や通学先から遠い	0
4	支援方針が合わない	1
5	支援内容が合わない	0
6	提供日数が少ない	0
7	提供時間が少ない	0
8	提供時間が合わない	0
9	情報提供が不十分	0
10	設備が不十分	0
11	外で遊べる場がない、または狭い	0
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	1
13	保護者が行事に参加する機会が多い	0
14	事前予約が必要である	0
15	所要時間が長い	0
16	市役所でしかできない	0
17	主治医の意見書に時間がかかる	0
18	主治医の意見書に費用がかかる	0
19	提出（記載）書類が多い	0
20	その他	0
21	利用までに時間がかかる	0
22	費用負担がある	0
23	その他	0

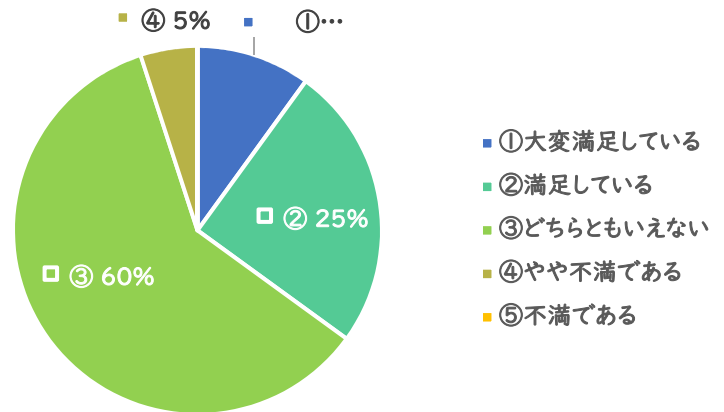
【アンケート結果（一覧）】

資料 1 - 3

Q:言語通級指導教室の満足度



Q:その他の満足度



言語通級指導教室の満足度で「やや不満である」「不満である」と回答した理由をすべて選んでください（利用者数87人中1人/1.1%）（人）

1	自宅から遠い	
2	職場から遠い	
3	通園先や通学先から遠い	
4	支援方針が合わない	
5	支援内容が合わない	
6	提供日数が少ない	
7	提供時間が少ない	
8	提供時間が合わない	
9	情報提供が不十分	
10	設備が不十分	
11	外で遊べる場がない、または狭い	
12	保護者が行事に参加する機会が少ない	
13	保護者が行事に参加する機会が多い	
14	事前予約が必要である	
15	所要時間が長い	
16	市役所でしかできない	
17	主治医の意見書に時間がかかる	
18	主治医の意見書に費用がかかる	
19	提出（記載）書類が多い	
20	その他	
21	利用までに時間がかかる	
22	費用負担がある	
23	その他	

※ライフサポート事業については、今回のアンケート回答者の中に利用者なし

障害児通所支援給付窓口の一本化について

(こども発達支援センター)

今年度策定予定の「こども計画」は、令和5年12月に策定された「こども大綱」を大きな指標としている。大綱に示されている「こども施策に関する重要事項」の一つに、「障害児支援・医療的ケア児等への支援」があげられており、「障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」と示されている。

そこで、就学の前後で所管課が異なる障害児通所支援給付事業の担当を一本化することで、本市における「途切れのない発達支援」の更なる充実を図っていきたい。

1 所管課の変更業務

(1)変更を予定している業務 ※現在、障害福祉課所管の業務

①障害児通所支援給付事業(対象年齢)

- ・児童発達支援(～就学前)
- ・保育所等訪問支援(～18歳)
- ・放課後等デイサービス(就学後～18歳)※
- ・障害児相談支援(～18歳)※

②ライフサポート事業(県補助事業)※

③地域自立支援協議会(こども支援部会事務局)※

(2)障害福祉課の所管であるが今後検討していく業務

- ①障害児入所支援
- ②短期入所(障害福祉サービス)

2 変更時期

令和7年4月

3 期待される効果

(1)ライフステージが変わっても担当窓口が変わらないことで、保護者の不安や悩みに寄り添った、途切れのない支援体制の更なる充実が期待される。

(2)こども家庭センターと教育部との連携により、学齢児のケース対応が迅速に行える。

また、こども支援部会における課題(放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・学校の三者連携)について協議・検討ができる。

(3)市職員を含め、保護者および事業所等の事務手続の負担軽減が図られる。